

平成二十八年四月六日提出
質問第一四〇号

横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する再質問主意書

先般提出した「横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問主意書」（質問第二〇七号）に対する答弁書（内閣衆質一九〇第二〇七号。以下「答弁書」という。）の内容に疑義があるため、改めて以下のとおり質問する。

一 答弁書でいう「いわゆる非核三原則」とは何か。政府の見解を示されたい。

二 答弁書では、我が国は、「政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持している」とのことだが、「政策上の方針」とは、具体的にどのような政策による、どのような方針なのか。政府の見解を示されたい。

三 この政府の「政策上の方針」が変更になれば、我が国は、核兵器を保有できるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。